

「鳥取県若年技能者等技能承継推進事業」説明会

日時 令和8年1月21日（水）14：00～15：00
場所 エースパック未来中心（倉吉市駄経寺町）

1 あいさつ

2 令和8年度事業概要

3 令和8年度会員の募集

4 その他

資料-1 令和8年度鳥取県若年技能者等技能承継推進事業の内容（案）

資料-2 鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会規約

資料-3 鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会雇用状況・令和7年度求人チラシ

資料-4 令和8年度鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会会員の募集について

資料-5 鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会 入会申込書

資料-6 ハローワーク「求人申込書」の記入項目（求人条件）

資料-7 入会申込書提出書類チェックシート

令和8年度鳥取県若年技能者等技能承継推進事業の内容（案）

令和8年1月21日
鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会

1 鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会（以下「協議会」という。）が技能士訓練生（以下「訓練生」という。※1）を有期雇用（9か月）し、会員企業に出向させ、OJTによる基本技能習得に従事させます。

- ① この事業を希望する企業は、協議会の会員（※2）になっていただく必要があります。
会員になるための条件はありますが、金銭的な負担等はありません。
- ② 訓練生には、月額給与として181,280円、通勤手当として5,000円を上限に協議会が支払います。
なお、月額給与181,280円、通勤手当5,000円を超える場合は、4に記載のOJT指導経費からの充当、会員企業の一部負担金をお願いします。
- ③ 有期雇用中の社会保険及び雇用保険には、協議会が加入します。
- ④ 社会保険料等は、月額給与181,280円、通勤手当5,000円相当を上限に協議会が負担し、これを超える場合には、②の給与等と同様の扱いとします。
- ⑤ 有期雇用中の労災保険には、受入企業に加入していただきます。
- ⑥ 訓練生が予定定員に満たない場合は、引き続き募集を継続します。

2 「集合座学訓練」を実施し、社会人・職業人としての知識・意識の向上を図ります。

- ① 訓練生を集めて毎月1回実施します。訓練には交通費を支給します。
- ② 講師は、外部講師が務めます。

3 訓練生の定着支援について

- ① 指導者研修会の実施
⇒受入企業の指導者に対して、指導方法等の研修を実施します。
- ② 事業主や訓練生との定期的面談等の実施
⇒県の雇用・働き方政策課に対して、社会保険労務士による労務管理上の助言や訓練生からの相談対応等を依頼します。

4 訓練生の受入企業には、OJT指導経費（月額40,000円を上限）を支払います。

- ① 訓練日誌を作成し、毎週提出していただきます。
- ② 被服、工具、資格取得経費などOJT訓練に必要な経費を含みます。

※1 訓練生

- 技能労働者として将来にわたり就労意欲がある求職者であること。
- 訓練を受講する年度の前年度末に学校等を卒業・修了した（又はする見込み）者（新卒者）も訓練生の対象とします。（求職中の者に限ります。既に就職が決定または内定している者を訓練生とすることは認められません。）
- 訓練生として雇用する時点で50歳以下であること。

※2 会員要件（協議会規約第5条）

- 規約第5条に該当する中小企業の法人又は個人事業主で、原則として社会保険、労働保険に加入していること（※）
※個人事業主（一人親方等）で社会保険に加入していない場合は、訓練生を雇用する際に社会保険に加入することの誓約書を提出していただきます。

<昨年度事業からの変更点>

◎協議会が負担する技能士訓練生の月額給与の上限

令和7年度：168,432円 ⇒ 令和8年度：181,280円

給与月額が上限額を超える場合は、OJT指導経費からの充当、会員企業からの一部負担金をお願いします。

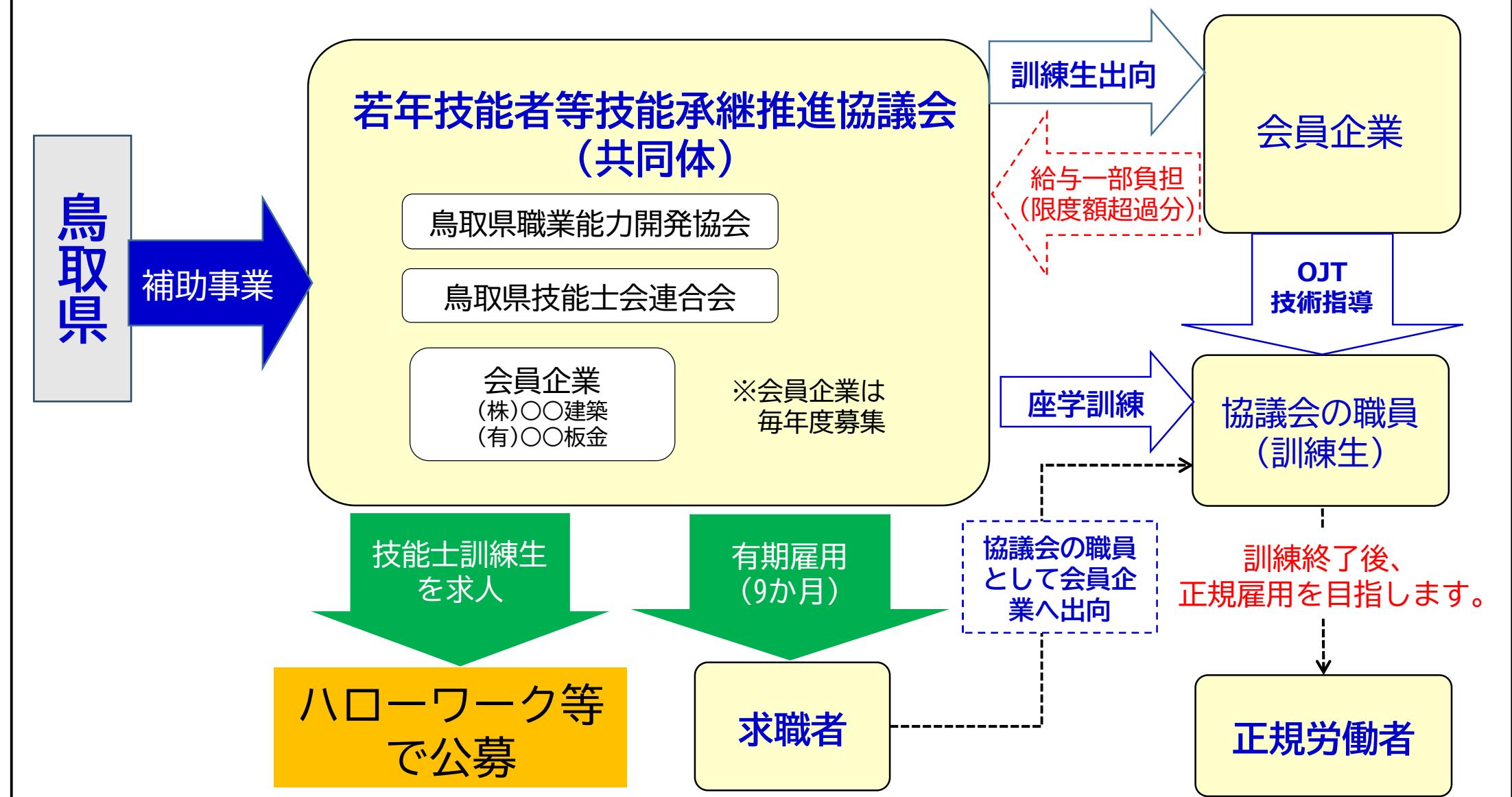
※ この事業内容(案)は、県議会において令和8年度県予算が議決された後に正式に決定されます。

<令和8年度事業スケジュール(予定)>

令和8年 1月～3月	<p>①事業説明会：1月21日（水）</p> <p>②令和8年度会員企業の募集：1月22日（木）～2月2日（月） ※会員決定（役員会）：2月5日（木）</p> <p>③求人募集（ハローワーク）：2月中旬～3月中旬 ※求人広告 ・県職業能力開発協会、県技能士会連合会ホームページ ・求人チラシ（ハローワーク他） ・新聞折込チラシ：東中部、西部（2月15日予定）</p> <p>④求職者の審査、面接（適宜）</p> <p>⑤採用者決定：3月中旬以降</p>
4月～12月	<p>○技能士訓練生採用（定員14名） ・訓練期間4月1日～12月31日（9か月間） ・会員企業に出向、OJT訓練 ・毎月1回、集合座学訓練（第1回4月下旬） ・指導者研修会（6月予定）</p> <p>○訓練生が定員に満たない場合は、求人募集を継続 ・募集期間は最終6月下旬まで（訓練期間は7～12月の6カ月）</p> <p>★訓練終了後、訓練生・会員企業双方の合意により正規雇用を目指します</p>

若年技能者等技能承継推進事業（令和8年度）

技能を身につけて正規雇用を目指す若年者等を、協議会が有期雇用（最長9か月）し、会員企業に出向させて基本技能の習得を行うとともに、毎月1回の座学訓練で社会人、職業人としての知識の向上を図ります。



令和8年度若年技能者等技能承継推進事業 集合座学訓練実施計画（未定稿）

鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会

	講 師	内 容	実施日
1	上田 美鈴	社会人としての基本行動 ・ルールとマナー ・言葉遣い・敬語 ・仕事のホウ・レン・ソウ	4月
2	上田 美鈴	メンタルヘルス ・メンタルヘルスの現状 ・ストレスの要因とストレス反応 ・ストレス対処（コーピング）	5月
3	ものづくりマイスター		6月
	上田 美鈴	コミュニケーション ・組織とコミュニケーション ・非言語的コミュニケーション ・多様性を受け入れる	
4	ものづくりマイスター		7月
	上田 美鈴	働くときのルール ・労働法とは ・賃金・労働時間・年次有給休暇 ・社会保障制度	
5	上田 美鈴	ハラスメント ・ハラスメントの基礎知識 ・職場におけるハラスメントの現状 ・ハラスメントの防止と対策 ・怒りの仕組みとアンガーマネジメント	8月
6	上田 美鈴	キャリアプランの作成① ・キャリアとは ・自分を振り返り、自己理解を促す ・ジョブカードの理解と作成	9月
7	上田 美鈴	キャリアプランの作成② ・ジョブカードの作成つづき ・仕事に関する価値観を整理する ・職場での自分の役割について考える キャリアコンサルティング	10月
8	上田 美鈴	聴く・伝える ・ストロークの理解 ・傾聴トレーニング ・アサーショントレーニング	11月
9	上田 美鈴	問題解決プランの立て方 ・問題の明確化 ・解決策の案出（ブレインストーミング） ・アクションプランの立案	12月

鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、鳥取県の助成を受け、「鳥取県若年技能者等技能承継推進事業」（以下「技能承継事業」という。）の実施主体として、若年者に対し企業実習や集合研修を実施することにより人材育成を行い、鳥取県の技能承継を円滑に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、技能承継事業その他協議会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員)

第4条 鳥取県に存する中小企業で、技能承継事業により技能承継をしようとする企業・事業所は、役員会の承認を経て協議会の会員とならなければならない。

2 協議会の会員は、入会した年度の技能承継事業の終了と同時にその会員資格を喪失するものとする。

(会員の要件)

第5条 協議会には、次の各号の何れかに該当する中小企業の法人又は個人事業主でなければ会員に加入できない。

- (1) 鳥取県職業能力開発協会の会社・事業所会員で、1級・単一等級以上の技能士が常勤するもの
- (2) 鳥取県技能士会連合会の会員が所属する法人又は個人事業主で、1級・単一等級以上の技能士が常勤するもの
- (3) 厚生労働省所管の「若年技能者人材育成支援等事業」の「ものづくりマイスター」登録者が所属する法人又は個人事業主
- (4) 技能検定功労事業所として表彰実績のある法人又は個人事業主で、1級・単一等級以上の技能士が常勤するもの、又は技能検定功労者として表彰実績のある検定委員が所属する法人又は個人事業主
- (5) 鳥取県高度熟練技能者（とっとりマイスター）として表彰実績のある者、又は優れた技能者として表彰実績のある者が所属する法人又は個人事業主
- (6) その他役員会が加入を認めた法人又は個人事業主

(役員及び職務)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、鳥取県技能士会連合会会長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、鳥取県職業能力開発協会専務理事の職にある者をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 監事は、鳥取県技能士会連合会副会長の中から選任する。

7 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を役員会に報告しなければならない。

8 役員は非常勤とする。

(オブザーバー)

第7条 協議会は、鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課職員をオブザーバーとして置き、必要に応じて意見を求めることができるものとする。

(役員会)

第8条 役員会は、第6条に規定する役員をもって構成する。

2 役員会の議長は、会長が務める。

第9条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を掌るものとする。

- (1) 協議会の事業実施計画に関すること
- (2) 協議会の予算及び決算に関すること
- (3) 会員の入会の承認に関する事項
- (4) 技能士訓練生の募集及び採用に関する事項
- (5) その他協議会の運営に関する事項

第10条 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

第11条 役員会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

(会計)

第12条 協議会の会計は、県の補助金、財産から生じる収入及びその他の収入をもって構成する。

(規約の変更)

第13条 この規約は、役員会の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第14条 協議会は、鳥取県の技能承継事業が廃止されたときは解散する。

2 協議会の解散の時に有する残余財産の処分については、役員会で決定する。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、鳥取県技能士会連合会に事務局を設置する。

2 事務局の運営等に必要な事項は、会長が定める。

3 事務局には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 本規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員及び職員の名簿
- (4) 役員会の議事に関する書類
- (5) その他必要な書類

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年1月26日から施行する。

鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会 雇用状況（令和8年1月現在）

(単位：人)

年度	応募者数	辞退	不採用	訓練者数	中途退職	訓練終了者数	正規雇用者数	備考
平成26年度	17	2	4	11	4	7	5	
平成27年度	10	3	0	7	2	5	4	
平成28年度	12	2	1	9	7	2	2	
平成29年度	14	1	3	10	0	10	9	
平成30年度	12	0	0	12	3	9	7	
令和1年度	13	1	2	10	4	6	6	
令和2年度	11	0	3	8	0	8	6	
令和3年度	15	3	2	10	2	8	8	
令和4年度	12	1	2	9	2	7	5	
令和5年度	11	2	0	9	3	6	5	
令和6年度	14	4	0	10	2	8	7	
令和7年度	10	1	0	9	5	4	3	
H26～R7年度計	151	20	17	114	34	80	67	

<実績の概要>

◎令和7年度までに114名が訓練を行い、80名が訓練を終了、うち67名が正規雇用化に繋がった。

職種別正規雇用者数

広告美術仕上げ	12
冷凍空調施工	7
建築板金	7
内装仕上げ施工	6
建具・家具製作	6
造園	6
型枠施工	5
塗装	5
とび	4

鉄筋施工	4
路面標示	1
畳製作	1
機械加工	1
鉄工	1
左官・タイル張り	1
計	67

募集：令和7年3月21日（金）まで

技能士訓練生

募集！

求職者
新卒者
向け※

※令和6年度末に学校等を卒業・修了した（又は見込み）方。
訓練生として雇用する時点で50歳以下の方。



出向先企業での
正規雇用を目指す！

協議会の技能士訓練生として
有期雇用

出向先企業については
裏面へ！

[訓練期間] 9ヶ月（2025.4.1～2025.12.31）

鳥取県で職人を
目指してみませんか？



～対象技能職種～

とび

内装仕上げ施工

広告美術仕上げ

配管

建築板金

建具製作

造園

家具製作

塗装

鉄工

鉄筋施工

タイル張り

左官

防水施工

冷凍空気調和機器施工



お問い合わせは
こちら

鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会

〒680-0845 鳥取市富安2丁目159(久本ビル5F)
電話 0857-22-3494 メール info@torigiren.net

協議会HPは
こちらから



事業体系

鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会（共同体）



補助

鳥取県職業能
力開発協会

鳥取県技能士
会連合会

会員
企業

訓練生出向

会員企業

技能士見習工
を求人

有期雇用
(9ヶ月)

ハローワーク等で公募

求職者

協議会の
訓練生

出向

OJT訓練

訓練終了後、
正規雇用を目指します。

～出向先企業～

※ハローワークでお申し込みください。各企業様への直接の問合せはご遠慮ください。

東部	(株)樹	鳥取市叶	とび	180,000～250,000	8:00～17:00	日、GW、夏季、年末年始、会社カレンダー
	(株)インテリアフクタ	鳥取市元魚町	内装仕上げ施工	170,000～230,000	8:45～17:45	日、祝、土(月2回)、夏季、年末年始
	(有)開拓	鳥取市宮長	広告美術仕上げ	175,000～210,000	8:20～17:50	日、祝、土(第2第3第4第5)、GW、夏季、年末年始
	(有)ケイディエス	鳥取市賀露町南	冷凍空気調和機器施工/配管	170,000～200,000	8:30～17:30	日、祝、会社カレンダー
	サンユー技研工業(株)	鳥取市商栄町	冷凍空気調和機器施工/配管	170,000～200,000	8:00～17:00	土、日、祝、夏季、年末年始
	大和設備(株)	鳥取市商栄町	冷凍空気調和機器施工/配管	190,000～215,000	8:00～17:00	日、祝、土(平日に祝日の場合は出勤)、夏季、年末年始、誕生日
	(株)長谷板金	鳥取市河原町牛戸	建築板金	203,400～316,400	7:45～17:15	日、GW、盆、年末年始、会社カレンダー
	日新工業(有)	鳥取市千代水	冷凍空気調和機器施工/配管	180,000	8:00～17:30	土、日、祝、盆、正月
	(株)マツモト工務店	鳥取市千代水	冷凍空気調和機器施工/配管	180,000～198,000	8:00～17:00	会社カレンダー(月8日程度休み)
	(有)森建具製作所	鳥取市片原	建具製作	180,000～200,000	8:00～17:00	日、祝、土(第2第4)、盆、年末年始
中部	(株)足立水道設備	東伯郡琴浦町赤崎	冷凍空気調和機器施工/配管	180,000～250,000	8:00～17:00	日、祝、夏季、年末年始、会社カレンダー
	(株)いとう緑化	東伯郡北栄町東園	造園	170,000～200,000	8:00～17:00	日、祝、土(第2)、GW、夏季、年末年始、会社カレンダー
	(有)田中建具	倉吉市秋喜	家具製作/建具製作	180,000～250,000	8:00～16:45	日、祝、GW、盆、年末年始、会社カレンダー
西部	(有)浅中錦松園	米子市淀江町西原	造園	170,000～220,000	8:00～17:00	日、祝、夏季、年末年始、会社指定日(変形労働時間制)
	(有)岩崎塗装店	米子市博労町	塗装	180,000～250,000	8:00～17:00	土、日、GW、夏季、年末年始
	エスイー鉄建(株)米子事業所	西伯郡大山町高田	鉄工	180,000～270,000	8:00～17:00	日、祝、夏季、年末年始、会社カレンダー(土曜日出勤は月1回)
	(有)景川鉄筋	米子市大篠津町	鉄筋施工	189,000～240,000	8:00～17:00	土、日、祝、GW、夏季、年末年始、週休3日も可
	(有)向洋	米子市両三柳	内装仕上げ施工	180,000～190,000	8:30～17:30	日、祝、土(第2第4)、盆、年末年始、会社カレンダー
	(有)三栄タイル	米子市両三柳	タイル張り/左官	180,000～200,000	8:00～17:00	土、日、祝、夏季、年末年始(現場の状況により出勤の場合は代休)
	(有)清水塗工	境港市上道町	塗装	205,040	8:00～17:00	日、GW、夏季、年末年始、会社カレンダー
	(有)中国塗装工業	米子市彦名町	塗装	160,000～250,000	7:45～17:00	日、祝、土(第2第4)、盆、年末年始
	(株)ノーマンクラフト	米子市泉	広告美術仕上げ	175,000～210,000	8:30～17:45	日、祝、土(第2第4第5)、GW、盆
	(株)備中屋本店	米子市東福原	内装仕上げ施工	170,000～280,000	8:30～17:30	日、祝、GW、夏季、年末年始、誕生日休暇
	(有)ヒラケン	米子市石州府	内装仕上げ施工	180,000～230,000	8:00～17:30	日、祝、会社カレンダー
	(有)吹野板金	米子市淀江町佐陀	建築板金	200,000	8:00～17:30	日、祝、土(会社カレンダー)、盆、年末年始
	マテリテック(株)	米子市上福原	塗装/防水施工	170,000～250,000	8:00～17:00	日、祝、土(第2第4第5)、盆、年末年始、会社カレンダー
	(有)米子造園	米子市夜見町	造園	180,000～200,000	7:30～17:00	日、祝、土(土曜出勤は月1～2日)、GW、夏季、年末年始

訓練対象技能職種の詳細、その他の技能職種については
厚生労働省HP技能振興ポータルサイト「技能のとびら」をご覧ください。

※この事業は、鳥取県議会令和7年2月定例会における予算成立を前提に募集するものです。



令和8年度鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会会員の募集について

令和8年度鳥取県若年技能者等技能承継推進事業は、4月に訓練生を雇用し、12月までの9ヶ月間を訓練期間として実施する予定です。(令和7年度と同様です。)

そのため、訓練生の受入先企業となる「鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会」の会員を2月上旬に決定し、2月中旬から3月上旬にかけて訓練生の募集を予定しています。

については、令和8年度に当協議会への入会を希望される企業・事業所においては、入会申込書(資料5)に必要事項を記入の上、2月2日(月)15時までに当協議会へ提出してください。

なお、これまで会員であった企業・事業所においても、毎年度入会手続きを必要としますので、改めて入会申込書の提出をお願いします。

【提出先、問い合わせ先】

〒680-0845 鳥取市富安2丁目159 久本ビル5階
鳥取県技能士会連合会内
鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会 事務局 和田
Tel/ 0857-22-3494 Fax/ 0857-21-6020
Mail/ info@torigiren.net

鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会の会員要件 (協議会規約第5条抜粋)

原則として社会保険、労働保険に加入（※）しており、かつ以下のいずれかに該当する中小企業の法人又は個人事業主であること。

- (1)鳥取県職業能力開発協会の会社・事業所会員で、1級・単一等級以上の技能士を常勤雇用するもの
- (2)鳥取県技能士会連合会の会員が所属する法人又は個人事業主で、1級・単一等級以上の技能士を常勤雇用するもの
- (3)厚生労働省所管の「若年技能者人材育成支援等事業」の「ものづくりマイスター」登録者が所属する法人又は個人事業主
- (4)技能検定功労事業所として表彰実績のある法人又は個人事業主で、1級・単一等級以上の技能士を常勤雇用するもの、又は技能検定功労者として表彰実績のある検定委員が所属する法人又は個人事業主
- (5)鳥取県高度熟練技能者（とっとりマイスター）として表彰実績のある者、又は優れた技能者として表彰実績のある者が所属する法人又は個人事業主

※ 個人事業主（一人親方等）で社会保険等に加入していない場合は、訓練生を雇用する際に社会保険に加入することの誓約書を提出していただきます。

鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会 入会申込書

令和 8 年 月 日

貴協議会の趣旨に賛同し入会します。

(ふりがな)			
商号又は名称	印		
代表者	役職名		氏名
所在地	〒		
従業員数 (うち技術・技能職)	正規人()人 非正規人()人 計人()人	業種	
担当者	役職名		氏名
電話番号	() -		
FAX番号	() -		
メールアドレス			
事業所番号 ※添付書類 直近の社会保険、労働保険 の領収書等の写し	社会保険		雇用保険
会員加入要件該当番号 (規約第5条各号の該当番号を記入)	該当番号： ※添付書類：証明する書類の写し		
出向(技能承継)を 希望する職種			
主として指導にあた る者の職名・氏名	職名： 氏名： ※添付書類 ・特級、1級、単一等級の技能士、ものづくりマイスター等を証明する書類の写し ・上記の「会員加入要件番号」の証明書類と同一の場合は省略		

鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会

※「入会申込書」「ハローワーク求人申込書項目」の様式はHPのお知らせ欄に掲載しています(<https://torigiren.net>)

社会保険加入に係る誓約書

令和8年 月 日

鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会
会長 古川純一様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

令和8年度「鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会入会申込書」の提出にあたり、申込書に社会保険（雇用保険、健康保険、年金保険）に加入している旨の記載はありませんが、技能士訓練生の訓練期間が満了し、正規労働者として雇用する際には、事業主として社会保険に加入することを誓約します。

ハローワーク 「求人申込書」の記入項目(求人条件)

(商号又は名称:)

- 1 ハローワークの求人申込書に記載する内容です。
- 2 「○」印の項目にご記入をお願いします。(その他の項は協議会で記入します)

【求人事業所】

事業所名	鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会 事業所番号 3101-615835-8
所在地	〒680-0845 鳥取市富安 2 丁目 159 久本ビル 5 階

【仕事内容】

○ 職種	
○ 仕事内容	(求職者の目線で詳細、かつわかりやすく記入してください。) ※9か月間の雇用期間終了後に出向先での正社員雇用を目指します。
雇用形態	正社員以外 (技能士訓練生)
雇用期間	雇用期間の定めあり (4か月以上) 令和8年4月1日～令和8年12月31日 (9か月間) 契約更新の可能性 なし
○ 就業場所	所在地：〒 事業所名： 最寄り (駅・バス停) から徒歩・車で () 分
○ 屋内の受動喫煙対策	□あり (禁煙・禁煙室あり) □その他 () ※受動喫煙対策がなければ求人票を受け付けていただけません。
○ マイカー通勤	□マイカー通勤可 □駐車場あり ⇒ 無料 ・ 有料 (月) 円)

○	学歴	□必須⇒ 1 大学、2 短大、3 高専、4 専修学校、5 能開校、6 高校、 7 高等学校専攻科、8 中学・義務教育学校 □不問
○	必要な経験等	□必須⇒ () □あれば尚可⇒ () □不問
○	必要な免許・ 資格	□不問 □普通自動車免許⇒ 必須 ・ あれば尚可 (□AT 限定免許不可) □その他の免許資格等

【賃金・手当】

○	賃金	基本給の月額 円～ 円
○	通勤手当	□実費支給 (上限あり) ⇒ 月額・日額 円 □実費支給 (上限なし) □一定額 (月額・日額 円) □なし
	賃金締切日	固定 (月末)
	賃金支払日	固定 (翌月 15 日)

【労働時間】

○	就業時間	時 分から 時 分まで ※訓練期間中は原則として時間外勤務なし
○	休憩時間	分 (1 日あたり)
○	休日等	休日: □月曜、□火曜、□水曜、□木曜、□金曜、□土曜、□日曜、□祝日、□その他 週休二日制: □毎週、□なし、□その他 [その他の具体的な内容] (その他の欄には、年末年始休暇、夏季休暇など特別休暇も記入) ※年次有給休暇日数 採用時に 5 日、6か月経過後に 5 日
○	年間休日数	日 (土日祝年末年始などの年間合計日数)
○	労働日数 (月平均)	． 日 (少数点以下 1 位まで) (月平均労働日数 × 12 + 年間休日数 = 355～375 の範囲内になるように設定)

【会社の情報】

○	従業員数	人 (うち女性 人) (うちパート 人)
○	求人に関する 特記事項	(各欄に記入しきれなかった内容や応募上の注意事項など参考となる情報を記入)

入会申込書 提出書類チェックシート

このチェックシートで提出書類がそろっているかどうか確認してください。

番号	✓	提出書類
1		鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会入会申込書
2		社会保険、労災保険に加入していることを証明する書類の写し 社会保険に加入していない場合は「社会保険加入に係る誓約書」
3		会員加入要件を証明する書類の写し ・特級、1級、単一等級の技能士、ものづくりマイスター等を証明する書類の写し
4		指導者の資格を証明する書類の写し ・特級、1級、単一等級の技能士、ものづくりマイスター等を証明する書類の写し (3会員加入要件と同一の場合は省略)
5		ハローワーク「求人申込書」の記入項目（求人条件）

※このチェックシートは提出時の確認用で提出は不要です。

【提出先】

FAX ⇒ 0857-21-6020

メール ⇒ info@torigiren.net

【提出期限】

令和8年2月2日（月）午後3時まで